

令和7年5月21日
総務部人事課

一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

1 改正主旨

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項に基づく任期付職員（以下「特定任期付職員」）の導入に伴い、特定任期付職員の採用及び当該職員の給与に関する特例について定める必要があるため、一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について、令和7年第2回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

現在、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、任期を定めて従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる旨条例で定められている。

今回、この規定のほか、高度の専門的な知識経験等を一定期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合に、それらの専門的な知識経験を有する職員について、選考により任期を定めて採用することができることを加え、併せて給与に関する特例について定めるため、条例を一部改正する。

- ① 対象条例 一般職の任期付職員の採用に関する条例
- ② 施行予定日 令和7年7月1日

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 その他

本改正に関連する規則、その他の制度等においても、必要な対応を図っていく。

一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○一般職の任期付職員の採用 <u>及び給与の特例</u>に関する条例 平成29年12月8日条例第55号</p> <p>改正 令和7年●月●日条例第●号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条 <u>第1項及び第2項、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の任期を定めた採用 <u>及び任期を定めて採用された職員の給与の特例</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の任期を定めた採用)</p> <p>第2条 <u>任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</u></p> <p><u>2</u> 任命権者は、<u>前項の規定によるほか、</u>専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</p> <p>(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要</p>	<p>○一般職の任期付職員の採用に関する条例 平成29年12月8日条例第55号</p> <p>改正 令和3年6月25日条例第29号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第2項、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の任期を定めた採用)</p> <p>第2条</p> <p>任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</p> <p>(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要</p>

改正後	改正前
<p>するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合</p> <p>(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合</p> <p>(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合</p> <p>(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合</p>	<p>するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合</p> <p>(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合</p> <p>(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合</p> <p>(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合</p>
<p>第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。</p>	<p>第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。</p>
<p>(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務</p> <p>(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務</p>	<p>(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務</p> <p>(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務</p>
<p>2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>(任期の特例)</p>	<p>2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>(任期の特例)</p>
<p>第4条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p>	<p>第4条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 前条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合であって、同条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。</p> <p>(2) あらかじめ3年を超える任期を定めて従事させる必要がある業務に従事させる場合 (任期の更新)</p>	<p>(1) 前条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合であって、同条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。</p> <p>(2) あらかじめ3年を超える任期を定めて従事させる必要がある業務に従事させる場合 (任期の更新)</p>
<p>第5条 任命権者は、第2条<u>各項</u>又は第3条<u>各項</u>の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の任期を更新する場合には、当該任期付職員の同意を得なければならない。</p> <p><u>(給与に関する特例)</u></p>	<p>第5条 任命権者は、第2条又は第3条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の任期を更新する場合には、当該任期付職員の同意を得なければならない。</p>
<p><u>第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、別表第1の特定任期付職員給料表を適用する。</u></p>	
<p><u>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて別表第2の号給別基準職務表に従い、前項に規定する給料表に掲げる号給のいずれかに格付けし、同表により給料を支給しなければならない。</u></p>	
<p><u>3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項に規定する給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、特別区人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表8号俸の額未満の額に限る。）又は同表8号俸の額に相当する額とすることができる。</u></p>	

改正後	改正前
<p>4 <u>第2項の規定による号給の格付け及び前項の規定による給料月額 の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> <u>(特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用)</u></p> <p>第7条 <u>特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例（昭和26年 10月世田谷区条例第11号。以下「給与条例」という。）第3条、第18 条の3第1項及び第2項、第20条、第21条第2項、第21条の4第2項 並びに第21条の5第1項の規定の適用については、給与条例第3条 中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用 及び給与の特例に関する条例（平成29年12月世田谷区条例第55号。 以下「任期付職員採用条例」という。）第6条の規定」と、給与条例 第18条の3第1項及び第2項中「第9条の2第1項の規定に基づ き指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第20条 中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条 例第6条に規定する」と、給与条例第21条第2項ただし書中「第9条 の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の 給与月額に100分の107.5」とあるのは「特定任期付職員の期 末手当の額は、職員の給与月額に100分の100」と、給与条例第 21条の4第2項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員 にあっては、100分の135」とあるのは「特定任期付職員にあって は、100分の92.5」と、給与条例第21条の5第1項中「第9 条の2第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期 付職員」とする。</u> <u>(給与条例の適用除外)</u></p> <p>第8条 <u>給与条例第5条、第6条、第9条から第11条まで及び第11条 の3の規定は、特定任期付職員には適用しない。</u></p> <p>2 <u>給与条例第6条第2項の規定は、第3条の規定により任期を定め て採用された職員には適用しない。</u></p>	<p>改正前</p> <p>(職員の給与に関する条例の適用除外)</p> <p>第6条 職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号） 第6条第2項の規定は、第3条の規定により任期を定めて採用され た職員には適用しない。</p>

改正後	改正前												
<p>(特別区人事委員会規則への委任)</p> <p>第9条 第2条各項又は第3条の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに<u>第2条第2項又は第3条の規定により任期を定めて採用された職員</u>の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、特別区人事委員会規則で定める。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和3年6月25日条例第29号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(準備行為)</u></p> <p>2 <u>第2条第1項の規定による職員の採用に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。</u></p> <p><u>別表第1 (第6条関係)</u> <u>特定任期付職員給料表</u></p> <table border="1" data-bbox="197 1091 557 1412"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u></td> <td><u>円</u> <u>392,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td><u>433,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>3</u></td> <td><u>483,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>4</u></td> <td><u>544,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>5</u></td> <td><u>614,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	<u>1</u>	<u>円</u> <u>392,000</u>	<u>2</u>	<u>433,000</u>	<u>3</u>	<u>483,000</u>	<u>4</u>	<u>544,000</u>	<u>5</u>	<u>614,000</u>	<p>(特別区人事委員会規則への委任)</p> <p>第7条 第2条及び第3条の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに任期付職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、特別区人事委員会規則で定める。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和3年6月25日条例第29号) この条例は、公布の日から施行する。</p>
号給	給料月額												
<u>1</u>	<u>円</u> <u>392,000</u>												
<u>2</u>	<u>433,000</u>												
<u>3</u>	<u>483,000</u>												
<u>4</u>	<u>544,000</u>												
<u>5</u>	<u>614,000</u>												

改正後		改正前
<u>6</u>	<u>697,000</u>	
<u>7</u>	<u>789,000</u>	
<p>別表第2（第6条関係） 号給別基準職務表</p>		
号給	基準となる職務	
<u>1</u>	<u>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務</u>	
<u>2</u>	<u>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務</u>	
<u>3</u>	<u>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務</u>	
<u>4</u>	<u>特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務</u>	
<u>5</u>	<u>特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務</u>	
<u>6</u>	<u>極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務</u>	
<u>7</u>	<u>極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務</u>	